

京都市告示第392号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和2年10月30日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
西京檜原京町家保全継承地区	約7.1ヘクタール

2 西京檜原京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市西京区檜原茶ノ木本町の全部及び檜原石畑町、檜原池ノ上町、檜原山ノ上町、檜原久保町、檜原宇治井町、檜原宇治井西町、檜原下ノ町、檜原上ノ町、檜原上池田町、檜原下池田町、檜原佃の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)